

飯南町第3次行政改革推進大綱



平成28年3月

飯南町行政改革推進本部

目 次

はじめに	．．．．．	3 ページ
これまでの行政改革推進大綱の取り組みの成果	．．．．．	4 ページ
I. 行政改革の目標	．．．．．	4 ページ
1. 行財政運営の見直し		
2. 住民と行政の協働システムの確立		
3. 地域主権に対応した行政システムの構築		
II. 行政改革の基本方針	．．．．．	4～5 ページ
1. 住みよいまちづくりに向けて行政改革を進めます		
2. 目標を定め重点的な行政改革を進めます		
3. 住民と行政の協働システムづくりの中で行政改革を進めます		
III. 行政改革の推進期間	．．．．．	5 ページ
IV. 行政改革の取り組み事項	．．．．．	5～7 ページ
1. 行財政運営の見直し（1）～（4）		
2. 住民と行政の協働システムの確立（1）～（2）		
3. 地域主権に対応した行政システムの構築（1）～（4）		
V. 資料編		
1. 飯南町第3次行政改革推進大綱 推進項目整理表	．．．．．	（別紙）
2. 中期財政計画（H28年2月作成）	．．．．．	（別紙）
3. 定員管理計画（H27～H31年度）	．．．．．	（別紙）
4. 飯南町行政改革に関する答申書	．．．．．	（別紙）

はじめに

平成 17 年飯南町発足当時、本町を取り巻く環境は厳しく、人口減少、景気低迷、三位一体の改革等に先行きの不透明感もあり、財政状況とともに極めて厳しい状況でした。

また、円高によるデフレ現象は、経済の根幹を揺るがし、都会も田舎も不景気の嵐にさらされました。

しかしながら、行政に対する要求は、逆に増加、多様化、複雑化しました。

このような行政課題に対応し、住民本位で独自性のある町づくりを早急に進める必要性から、必要なサービスの提供を維持し、継続的な本町の発展のため、行財政改革を最重要課題として位置づけ、平成 18 年 3 月に「飯南町行政改革推進大綱」を策定し、進捗状況のチェック、公債費の繰上償還、職員数の削減、給料カット等に取り組んで、赤字再建団体転落阻止と基金確保など一定の成果を上げることが出来ました。

また、平成 22 年 11 月には、第 1 次の大綱で定めた推進期間が終了した中、引き続き行政改革を推進すべく、第 2 次大綱を策定し、前大綱において達成できなかった項目の反省と更なる改革の推進を図りました。

こうした中で、本町の役場のあり方についても本庁舎方式への移行が決定され、国では地方創生のもと自主性、自立性が強く求められ、地方の役割がさらに拡大し、財政の抜本的改善や地域主権に対応した行政システムの構築は重要度を更に増しました。

このことから、現在の状況に即した、第 3 次行政改革推進大綱を策定し、将来の飯南町を担う次の世代に健全な財政を引き継ぐための徹底した改革やまちづくりの基本理念を町民と共有し、町民が誇れるまちづくりを進めてまいります。

最後に、飯南町の行政改革の推進にあたって町民の皆様のご理解とご協力をいただきますよう心からお願いいたします。

平成 28 年 3 月

飯南町行政改革推進本部長 山 碕 英 樹

これまでの行政改革推進大綱の取り組み成果

平成 17 年度から平成 21 年度の間、行政改革の実行に取り組み、推進項目は概ね進めることが出来、平成 22 年度から平成 26 年度までの取り組みで更に充実し、危機的であった財政状況も改善されました。

I. 行政改革の目標

1. 行財政運営の見直し

限られた財源をもって、住民の行政要望に的確に対応し継続的に安定した行財政運営を行うために、住民の理解と協力のもと収支均衡予算編成の確立と、弾力性のある財政運営、そして情勢の変化に対応できる行政運営を推進します。

2. 住民と行政の協働システムの確立

町づくりへの住民参加を促し、行政情報の積極的な提供と説明責任に努め、町づくりの方向を明確にすることで、住民と行政が協働した町づくりを進めます。

3. 地域主権に対応した行政システムの構築

新しい地方の時代の到来により、地方自治体の果たす役割が重要となっており、住民と行政が協力して地域のことは地域で決定し責任を負うという自主自立の精神による効率的な行政サービスを提供するための仕組みづくりと新しい行政システムを構築します。

II. 行政改革の基本方針

1. 住みよいまちづくりに向けて行政改革を進めます。

飯南町総合振興計画の後期基本計画及び新計画を着実に推進します。

2. 目標を定め重点的な行政改革を進めます。

年度ごとの目標と、一部の取り組み事項には数値目標を定め、年度ごとに検証を行います。

3. 住民と行政の協働システムづくりの中で行政改革を進めます。

住民がすべきこと、行政が果たすことの役割分担を明確にして、効率的な事業の実施に取り組み行政改革を進めます。

Ⅲ. 行政改革の推進期間

この大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成 27 年度から 5 年間とします。

Ⅳ. 行政改革の取り組み事項

1. 行財政運営の見直し

(1) 事務事業の見直し

多様化した行政ニーズに適切に対応するため、また、町の将来像に向けた歩みを着実なものとし、重点課題に取り組むため、事業の選択と集中による事業の見直し、財政の健全化に努めます。

行政ニーズの精査に当たっては、住民の意向から出発し、あくまでも住民にとってのニーズをくみ取るよう努めます。

また、民間へのアウトソーシングを推進し行財政の効率化を図ります。

(2) 指定管理者制度の見直し

① 公の施設の設置目的、業務範囲、管理運営の状況を踏まえ、指定管理料の定期的な積算基準等の見直しを行い経営状況や効果等に関する点検・評価を行う仕組みを構築します。

② 住民組織への指定管理については、地域づくりの活動へと発展できるよう努めます。

(3) 財政運営の健全化

① 地方交付税の市町村合併優遇措置も段階的に縮小され、財政運営が厳しくなることが見込まれるため、使用料の見直しなど適正な負担を求めるとともに、未収金の収納率向上を図ります。

② 町債の繰上償還の継続及び町債発行額の抑制に努めます。

③ 中期財政計画の見直しを適正かつ柔軟に行い、住民サービスの切り下げや負担増に配慮しながら財政健全化に努めます。

(4) 職員数及び給与の適正化

- ① 町の将来像と重点課題への取り組みに即してメリハリのある形で効率的かつ効果的な職員配置に努めます。
- ② 雇用の場の少ない本町にあって、ただ単に職員を減らすことを行わず臨時職員・嘱託職員の人数及び賃金等にも配慮して適正化を行います。
- ③ 職員採用に関して、経験、専門的知識等を有した人の確保に努めます。

2. 住民と行政の協働システムの確立

(1) 情報の共有化

広報紙、告知放送、CATV等を積極的に活用し、議会議事録を始め、情報公開に努めます。

(2) 住民組織の活性化

- ① 行政と住民が共に地域の問題について考え、行動できる仕組みを既存の自治区・自治会等を基本に検討します。
- ② 画一的ではなく、自治区・自治会等の実情を踏まえた支援策を工夫します。
- ③ 安易な自治区等再編は行わず住民意向や地域の実情に十分配慮します。
- ④ 集落支援員や地域おこし協力隊等により地域住民が活躍できるよう協働を強化します。
- ⑤ 地域づくりについては、多くの住民組織から意見をくみ取ります。

3. 地域主権に対応した行政システムの構築

(1) 住民サービスの向上

住民サービスの向上を図るため窓口業務の多様化を検討します。

(2) 組織機構の見直し

- ① 本庁舎方式への移行に伴い頓原基幹支所を始め各支所の機能について住民サービスが低下しないように向上を図っていきます。
- ② 様々なリスクについて対応を検討します。

(3) 行政事務の改善

行政事務改善委員会の活動強化により、事務改善等を進めていきます。

(4) 人材の育成

- ① 住民に信頼される人材の育成に努め、幅広い見識や新しい職員等を育成するため人事交流や研修制度を積極的に活用します。
- ② 町の将来像と重点課題解決に関わる特定に領域等についてスペシャリストの育成ができるよう人事政策を検討します。

V. 資料編

1. 飯南町第3次行政改革推進大綱 推進項目整理表・・・・・・・・(別紙)
2. 中期財政計画 (H28年2月作成)・・・・・・・・(別紙)
3. 定員管理計画(H27～H31年度)・・・・・・・・(別紙)
4. 飯南町行政改革に関する答申書・・・・・・・・(別紙)